

平成 30 年 1 月 15 日

各 位

神戸市長田区梅ヶ香町一丁目 1 番 10 号
株式会社増田製粉所
代表取締役社長 武政 亮佐

株式売渡請求の承認に係る公告

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主である日東富士製粉株式会社（以下「日東富士製粉」といいます。）から平成 30 年 1 月 15 日付で、同法第 179 条の 3 第 1 項の規定による株式売渡請求の通知を受け、同日開催の取締役会において、当該株式売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 条第 2 項、会社法第 179 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所
名称：日東富士製粉株式会社
住所：東京都中央区新川一丁目 3 番 17 号
2. 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称
該当事項はありません。
3. 株式売渡請求により売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項
日東富士製粉は、当社株主の全員（ただし、当社及び日東富士製粉を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その有する売渡株式 1 株につき 4,805 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。
4. 新株予約権売渡請求に関する事項
該当事項はありません。
5. 特別支配株主が売渡株式を取得する日
平成 30 年 2 月 6 日

6. 上記のほか、株式売渡請求に係る取引条件を定めるときは、その取引条件

本株式売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本社所在地にて当社の指定した方法により（本株式売渡対価の交付について日東富士製粉が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本株式売渡対価を支払うものとします。

以 上